



上 / 陸自部隊を輸送中の海自輸送艦「おおすみ」

中央 / ミサイル防衛の実験のため米艦艇から発射されるミサイル (S M-3) (U.S.Navy)

下 / 統合幕僚会議議長が主催する陸・海・空幕僚長との統合幕僚会議 (本年7月 市ヶ谷防衛庁)

防衛庁では、将来における防衛庁・自衛隊のあり方について検討するため、庁内に「防衛力の在り方検討会議」を設け、精力的に検討を行ってきている。この章では、防衛力のあり方検討に際して考慮している主要事項や検討状況などを紹介するとともに、あり方検討の中でも大きな課題となっている「統合運用のあり方」と「弾道ミサイル防衛」についても併せて説明する。

第6章

今後の防衛庁・自衛隊のあり方

第1節

防衛力のあり方検討

1 あり方検討の意義

(1) あり方検討の前提

2章で述べたとおり、防衛政策は「国を守る」という国家の根本政策であり、その実効性を確保していくためには、防衛力のあり方について、その時々状況に応じて不断に見直しを行うことが必要である。その際、わが国の国益の観点から、安全保障面・防衛面におけるわが国のあるべき姿を念頭において、防衛力が果たすべき役割、その役割を効果的に果たすための体制改革の方策、日米防衛協力のあり方などを考えることが重要である。

第156回通常国会（本年）においては、武力攻撃事態対処関連3法が成立したが、引き続き、わが国として、「危機に強い国家」、そして「国民が安全・安心に暮らせる国家」を作ることが重要であると考えられる。1章でも述べたように、冷戦が終結して世界は平和になるとの期待は残念ながら実現することはなかった。一瞬にして多くの人命を奪うことのできる大量破壊兵器やそれを極めて短い時間で運搬し得る弾道ミサイルの拡散、国民の人権や生活を顧みない独裁者や守るべき国家や国民を持たない恐るべきテロリストの存在は、従来の戦争概念を一変させるものであり、これらの脅威に対し、迅速的確に対応できる国家を目指すことが重要である。

さらに、イラク人道復興支援特措法案、テロ対策特措法の一部改正案が閣議決定され、本年の通常国会に提出されたが、その基本的意義は、わが国として、国際社会において責務を果たし、世界から信頼される国家を作ることにある。相互依存関係の高まっている今日の国際社会において、特にわが国は、資源の多くを海外に依存しており、その繁栄は自由貿易体制などの経済システムと世界の平和と安定の上に成り立っている。わが国としては、今後、国際的な人道及び復興支援、国連平和維持活動による紛争の再発防止、国際テロリズムとの闘い、大量破壊兵器の拡散の防止、国際的な海上交通の安全確保などを含めて、より積極的・能動的にアジア・太平洋地域をはじめとする国際社会の平和と安定のための責務を果たしていくことが重要である。

(2) これまでの検討状況

このような考え方の下、防衛力のあり方について十分な検討を行うため、2001（平成13）年9月、中谷前防衛庁長官の指示により「防衛力の在り方検討会議」を設置し、検討を開始した。それ以降、昨年1月からは、有識者からのヒアリングなどを実施するとともに、同年12月に発表された「国際平和協力懇談会報告書¹⁾」をはじめ、内外の各種の報告書や論文を参考にしながら検討を深めてきた。これらを踏まえ、本年1月からは、石破防衛庁長官の下で、国家安全保障における防衛機能として真に21世紀のわが国に相応しい防衛力の創造を目指すという観点から、幅広い問題を取り上げ、新たな発想やアイデアを重視しつつ、庁内における議論を精力的に重ねてきている。このような考え方に立って、将来における防衛力のあり方について、安全保障会議での議論を含め、政府全体で行われる検討に十分に資することができ、また、国民に対してもその状況を明らかにすることができると考えている。

¹⁾ 4章3節コラム（p213）参照。

2 あり方検討における主な考慮事項

(1) 防衛大綱策定後の国際情勢の変化

防衛大綱¹⁾では、冷戦後の国際情勢に関し、依然として不透明・不確実な要素をはらむと同時に、国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されていること、また、米露間と欧州における軍備管理・軍縮が進展していることなど、国際関係の基本的な構造について述べている。

その後の国際情勢に関しては、現在に至るまで注目すべき様々な事態が生起している。国際関係の安定化に寄与する動きについてみれば、例えば、米露関係については、01(同13)年1月の米露首脳会談で、いずれの国も他方を敵や脅威と見なさないことが合意され、米露が新たな協力・信頼関係にあることが明確にされた。さらに、同年12月、米国は、相互確証破壊の考え方をいわば下支えする形で機能してきた対弾道ミサイル・システム制限(ABM)条約²⁾からの脱退をロシアに通告し、02(同14)年6月に正式に脱退したが、その後の米露関係が安定しているのは、グローバルな戦略環境が質的な変容を遂げつつあることを示すと同時に、米露がもはや敵対関係にはないことを示す動きとしてとらえることができる。また、日露の安全保障関係についても、従来と比べて緊密な関係が築かれつつある。日露の防衛首脳会談が頻繁に行われるなど、かつてソ連を潜在的脅威と捉えていた時代はもとより、防衛大綱策定当時と比べても、両国関係は大きく変化してきている。ただし、北方領土をめぐる問題などは依然として未解決ではある。

さらに、01(同13)年9月11日の米国における同時多発テロにより、国際社会の焦点はテロとの闘いへと大きく変化したが、この際、ロシア、中国、中東諸国、独立国家共同体(CIS)諸国を含む広範な反テロの国際的連帯が形成され、現在に至っていることも、国際社会の平和と安定を図るための動きに関する大きな変化と考えられる。

他方、脅威・不安定要因については、特に地域紛争は、紛争背景の多様化、複雑化、重層化と紛争手段の多様化などにより、その解決が一層困難になってきている。また、98(同10)年のインドやパキスタンによる相次ぐ核実験は国際社会の批判を呼び起こしたが、特に、昨年以降のイラクを巡る大量破壊兵器や北朝鮮の核問題などに代表されるように、大量破壊兵器やミサイルの拡散などの危険についての国際社会の関心がより増大しており、これらが他の国家やテロ組織などの非国家主体に容易に移転・拡散する恐れも生じてきている³⁾。加えて、今日の脅威・不安定要因は軍事問題に止まるものではなく、テロ活動、海賊行為、麻薬密輸などのような各種の不法行動、緊急事態が安全保障に及ぼす影響も重視されるようになってきている。特に、国際的なテロ活動については、米国における同時多発テロ、イエメン沖・バリ・サウジアラビアにおけるテロ事案などにみられるように、明らかに活発化している⁴⁾。

これらの多様な不安定要因について、注目すべき点としては、国家間の相互依存の拡大と深化などにより、ある国で生じた安全保障上の問題が瞬く間に国境を越えて世界中に広がる可能性が高まっていることや、通信手段、移動手段の急速な発達などにより脅威・不安定要因の生起や顕在化の兆候を察知することが困難となっていることなどが挙げられる。さらに、テロ、サイバー攻撃などの非対称的な攻撃手段は予測困難で複雑かつ多様な性格を有しており、これらの攻撃手段や大量破壊兵器、弾道ミサイルなどにより、弱点を衝かれる可能性が高まっていることも、今日の脅威・不安定要因の大きな特

¹⁾「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」、2章2節参照。

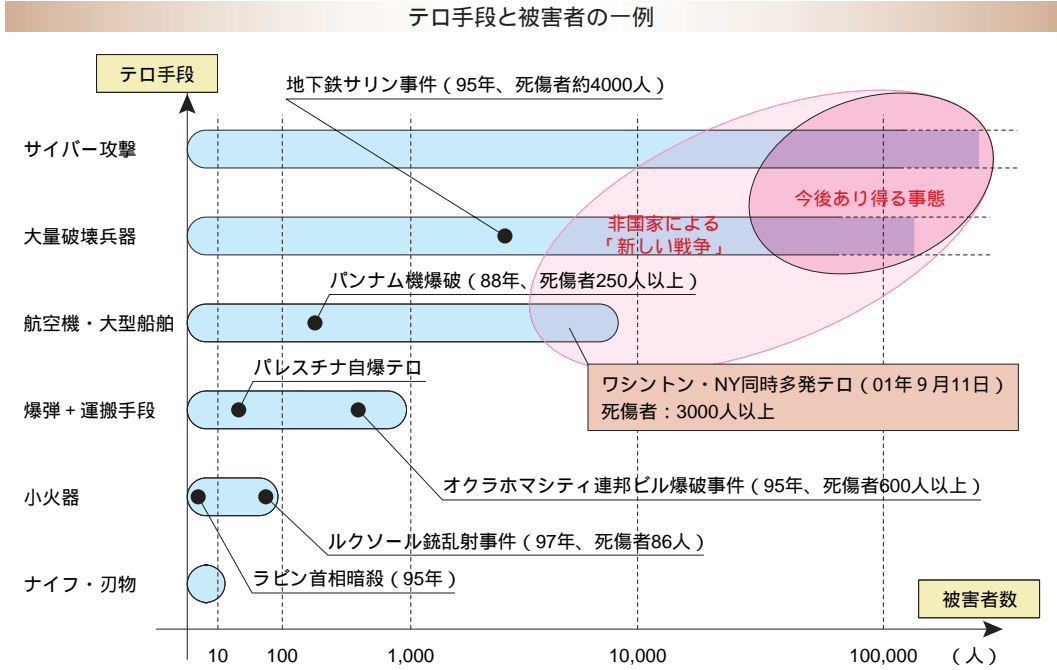
²⁾72(昭和47)年に米ソ間で締結され、自国防衛のための対弾道ミサイル・システムの配備などを制限した条約。

³⁾1章1節2(p7)参照。

⁴⁾1章1節2(p7)参照。

米露関係には肯定的な変化が見られる反面、イラク問題を巡る米国の方針を巡り、ロシア、中国、ドイツ、フランスなどが反対の姿勢を示したことなど、大国間の関係にも引き続き留意が必要である。

徴である。

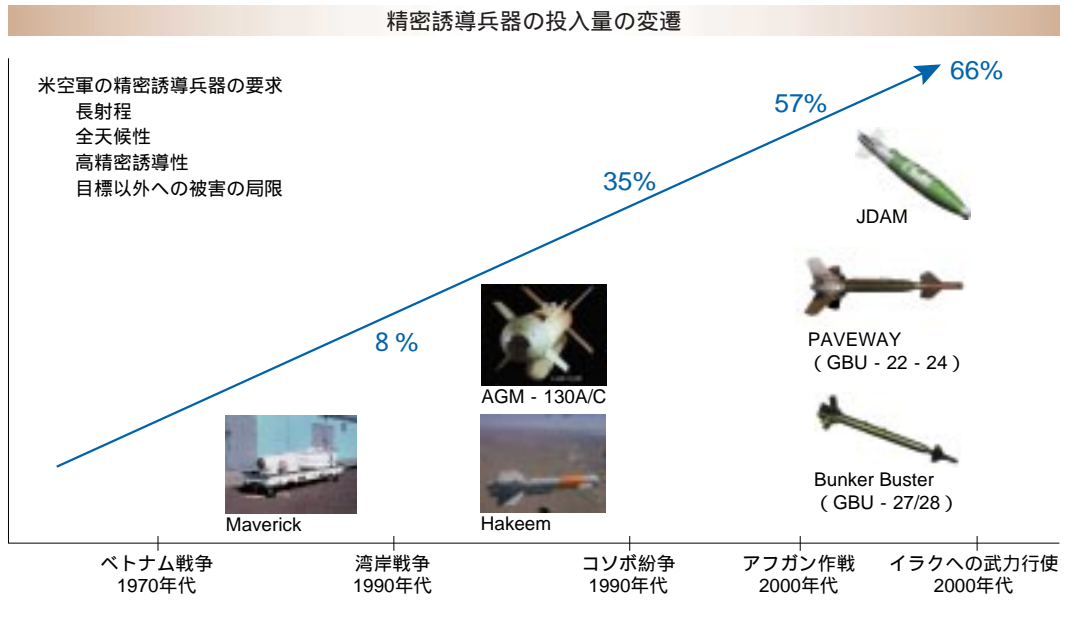


(2) IT・軍事科学技術への対応

「中期防衛力整備計画(平成13年度～17年度)」について、2章3節参照。

中期防衛力整備計画の中では「情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性に留意する必要があることなどを踏まえて、将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、将来の防衛力のあり方や防衛力整備の進め方について検討を行う」と規定されている。実際に、情報通信技術の大幅な進歩に伴って軍事科学技術も飛躍的向上を遂げてきており、米国は、軍隊の高度なネットワーク化・統合化を図るとともに、無人機(UAV) 偵察衛星などによる情報優越の確保などを追求し、精密誘導兵器などを多数活用するなど、「21世紀型」の戦闘形態やミサイル防衛技術を飛躍的に進歩させている。このように、情報通信技術などの進歩は、わが国の防衛戦略にも大きな変化をもたらすものと考えられる。

また、国際情勢についても、引き続き不安定・不確実なまま推移することが見込まれ



るとともに、こうした不安定な状況が、何らかの事案を契機に急速に悪化していくこともあり得ると考えられる。加えて、情報・指揮通信の分野などでのコンピュータ技術の進歩は日進月歩であることなども踏まえると、防衛力整備の進め方を、国際情勢や技術水準が急速に変化し得るといふ時代の趨勢^{すうせい}に適したものとしていく必要がある。

一方、わが国は防衛力の質的な面において技術的水準の向上を重視してきたが、米軍との技術格差が増大し、周辺諸国の軍事力の近代化が進められている中で、戦術面も含めて飛躍的に進歩を遂げている軍事科学技術にいかに対応していくのかが大きな課題である。さらに、軍事科学技術の進歩などにより、いわゆる人的損耗の極小化が先進国の戦い方の趨勢となっている。一般国民に対して被害を与える戦い方はできないという意味と同時に、自衛隊員自身の損害をも極小化していくことも今後の課題といえる。

）1章2節4（p39）参照。

（3）日米防衛協力関係の一層の実効性の向上

96（同8）年に発表された日米安全保障共同宣言には、日米防衛協力のための指針の見直しや在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢についての協議など、冷戦後における日米間の防衛協力にとっての課題が具体的に記されていた。この7年間に日米両国は、同指針の見直し、周辺事態安全確保法の策定など、それら課題の多くを実現してきたが、この間の国際情勢の変化や軍事科学技術の急速な進展を考慮しつつ、今後の日米防衛協力のあり方について検討していく必要がある。

日米安保共同宣言に規定された日米防衛協力に関する課題

分類	具体的課題
日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力	国際情勢とくにアジア太平洋地域に関する情報交換
	情勢の変化に対応した適切な防衛政策についての協議
	在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢についての協議
	「日米防衛協力のための指針」の見直し
	インターオペラビリティの重要性に留意した装備・技術交流の充実
	大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止のための協力
	弾道ミサイル防衛に関する研究における継続的協力
	米軍のプレゼンスと地位に関連する諸問題への対応
アジア太平洋地域における日米協力	SACO関連作業を通じた在沖米軍施設の整理・統合・縮小
	中国が肯定的かつ建設的役割を果たすための中国との協力
	ロシアにおける改革プロセスの促進
	朝鮮半島の安定維持を目的とした韓国との協力
地球的規模での協力	ARF等の多数国間地域安保枠組みの発展に向けた他国との協力
	PKO等を通じた国際連合その他の国際機関の支援のための協力
	全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進
	大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含む、軍備管理及び軍縮等の問題についての協力

具体的には、わが国で防衛力のあり方検討が進められている一方、米国では軍の改革（Transformation）やグローバルな軍事態勢の見直しが行われているが、日米両国は、各々が実施しているこれらの取組をより効果的なものとする観点から、現在、実務レベルで緊密な協議を実施している。これらの協議では、昨年12月に発表された日米安全保障協議委員会（SCC）^{Security Consultative Committee}共同文書で述べられたところに従い、両国の役割と任務、兵力と兵力構成、地域の課題やグローバルな課題への対処における二国間協力、国際的な平和維持活動その他の多数国間の取組への参画、ミサイル防衛についてのさらなる協議と協力、在日米軍の施設・区域に係る諸問題解決に向けた進展といった広範な課題が扱われることとなる。わが国としても、これらの解決に向けた日米間の協力について検討を進めることは、国際社会の平和と安定のための責任を果たすとの観点からも重要である。

(4) 諸制約の下での効率的な防衛力の構築

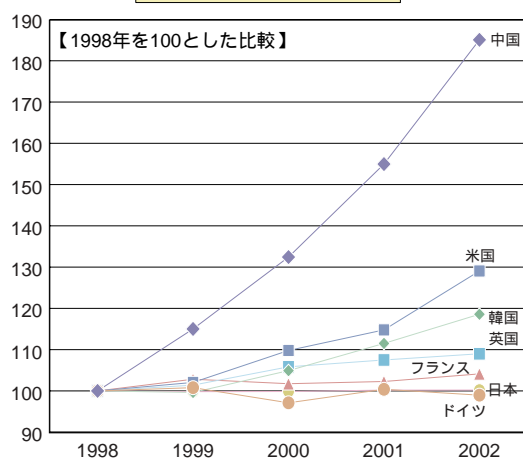
防衛力のあり方検討を進めるに際しては、わが国の防衛力をめぐる諸制約を十分に把握した上で、より現実的・実効的・効率的な防衛力の構築を追求していくことが重要である。財政面については、最近多くの国が軍事力の改革・増強や国防費の増額を行う傾向にあるが、こうした傾向に留意するとともに、わが国の経済財政状況に配慮することが必要である。かかる状況の中、諸外国では、国内産業基盤に留意しつつ、装備の取得改革を精力的にすすめており、わが国としても、わが国の防衛産業に配慮しつつ、優れた装備を一層効率的かつ効果的に取得・維持し得るよう、様々な取組を継続していく必要がある。また、人的要因としては、自衛隊の活動の場が拡大する一方、自衛官定数は減じてきている。このような中で、増大する多様な任務を円滑に遂行するためには、その装備や定数のあり方について検討することや、いかに地域との連携を強化していくかについて考慮することが必要である。さらに、状況の変化に的確に対応するためには、必要な部隊改編を行ったり、訓練の質的な向上を図る必要があり、場合によっては、新たに用地・施設の取得が必要であるが、これには多大の努力を要する。

主要国の国防費の動向

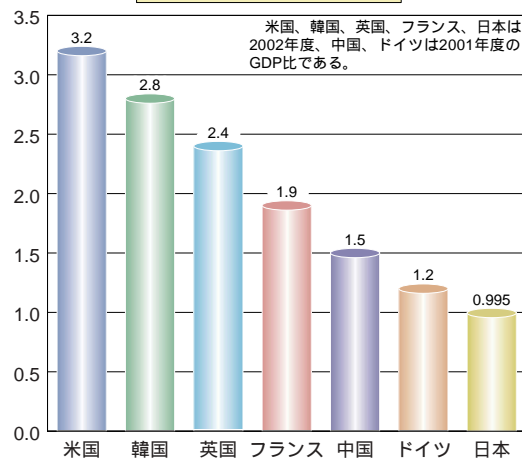
一般的な傾向として、地域紛争やテロ対策、軍事科学技術の進展に対応した装備品の更新・近代化への対応等の必要性から、各国の国防費は概して増加基調。

(注： 主要国と我が国とは、置かれている安全保障環境や防衛構想を異にし、また、軍事制度の変化や物価水準の変動などの諸要素を勘案する必要があり、各国の国防費を単純に比較することは困難。)

国防費の推移



各国国防費のGDP比



(注) 資料は、各国予算書、国防白書、ミリタリー・バランス等による。

3 今後の防衛力の役割とそのあり方

安全保障上の不安定要因に的確に対応していくためには、まず、総合的な対応が一層必要になると考えられる。すなわち、平素から防衛力のみならず経済力・技術力など、わが国の戦略基盤を充実させた上で、経済・外交などの諸施策の有機的な連関による総合的な安全保障政策の下での戦略的な取組を行っていくことが重要である。同時に、最近の国際社会においては、多様な段階・局面で軍事力が重要な手段として活用される機会が増大しており、その役割も「抑止と対処」から「予防から復興まで」と広がっていることから、自衛隊の役割を考える場合にも、このような傾向についての配慮が必要となる。

その際、対応に当たっては、国際協調が極めて重要であり、二国間・多国間あるいは国連の場を通じて、わが国に相応しい取組を主体的・積極的に行う必要がある。

これまで述べてきた内外諸情勢の変化を踏まえ、今後の防衛力の役割として次の3点を重視しつつ、真に実効性のある防衛力を追求していくことが必要である。

(1) 「新たな脅威」や多様な事態への対応

最近の防衛力整備においても、今後の留意事項として、サイバー攻撃（各種情報システムに対するネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃）、ゲリラや特殊部隊による攻撃、NBC攻撃（核・生物・化学兵器による攻撃）など、新たな脅威や多様な事態への対応を重視して取り組んでいるところであるが、今後は、これらも含め、国際テロやミサイル攻撃などの非対称的な攻撃、さらに、テロ組織など非国家主体による攻撃や不法行動などにも十分考慮した対応能力の充実・強化を図っていく必要がある。

なお、非対称的な攻撃事態への対処には、その攻撃形態に適した専門的な能力なども必要となるが、自衛隊の現体制ではその対処能力は不十分なものも少なくなく、今後、これら能力の獲得が必要である。また、各種の不法行動への対応や災害対応については、国家として最も効率的な資源配分を行い万全の対処体制が構築できるよう、関係省庁や地方自治体との緊密な連携を図ることが重要であろう。

(2) 国際的な安全保障環境の安定化などのための積極的・能動的な取組

最近の国際的な活動の趨勢として、わが国は、ゴラン高原での国連平和維持活動に、96（同8）年以降継続して参加するとともに、インド洋での米軍などへの支援や東ティモールでの国連平和維持活動、アフガニスタン難民やイラク難民の救援のための人道支援物資の空輸など自衛隊の国際的な活動は多様化・拡大している。この10年間の経験を経て、このような自衛隊の国際的な任務は国民から十分理解され、かつ期待されている活動であり、自衛隊の主要な活動の一つになったといえる。今後の軍事力の役割は、単に脅威に対して防衛するだけでなく、平和や安定のために積極的に働きかけることが求められるとともに、自衛隊の国際的な努力・活動を国連や関係国との協力の下で、タイムリーかつ柔軟に行う重要性は引き続き高まっていくものと考えられる。

この国際的な活動に代表されるように、自衛隊は存在することで脅威に対する抑止効果を果たすだけでなく、実際に、いかに積極的にその任務を果たすかということが問われるようになってきている。このように事実上「運用の時代」へと変化している状況に併せて、統合運用の検討を推進し、統合運用態勢の確立を含め、今後、より実効的な自衛隊の体制を構築することが必要である。

）在来型の戦力以外の相手の弱点をつくための攻撃手段。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。

）4章1～3節参照。

）4章3節1（p205）でも述べているとおり、平成5年度の世論調査では、自衛隊の国際平和維持活動への賛成が48%だったのに対し、平成14年度の調査では、賛成が70%へと大幅に増加している。（資料76）（p368）

）昨年6月、中谷前防衛庁長官は、IISSアジア安全保障会議で「軍事力の役割は、単に脅威に対して防衛するだけではなく、平和や安定のために積極的に働きかけることが求められ、今後は、『域内の秩序維持』などの分野に拡大する傾向がある」旨述べている。

）本年5月、IISSアジア安全保障会議で石破長官は、同旨の発言を行うとともに、「わが国として変化する安全保障環境の安定化に向けた役割を積極的に果たしていきたい」旨発言している。

近年における自衛隊の活動等

年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
国内外情勢	国際情勢	ベルリンの壁崩壊(1.12)	湾岸戦争(3.1)	ソ連解体(3.12)							ユーゴ空爆(11.3)			イラクへの武力行使(15.3)
	周辺情勢					北朝鮮ミサイル実験(5.5)				米同時多発テロ事件(9.11)	北朝鮮ミサイル発射(10.8)	能登沖不審船事件(11.3)	九州南西海域不審船事件(13.12)	
	法改正等		国際平和協力法(3.6)	国際緊急援助隊派遣法改正(6.6)	隊法改正(在外邦人等の輸送権限)(6.11)		防衛二法改正(10.4)	防衛三法改正(10.4)	防衛四法改正(10.4)	防衛五法改正(11.5)	防衛六法改正(11.5)	防衛七法改正(11.5)	防衛八法改正(11.5)	防衛九法改正(11.5)
自衛隊の活動	各種事態への対応等													
	国際平和協力業務等		ペルシヤ湾掃海(3.4-3.10)	カンボジア(4.9-5.9)	モザンビーク(5.5-7.1)	ルワンダ(6.9-6.12)		ゴラン高原(8.1-現在)						
	災害派遣等		雲仙普賢岳噴火(3.6)											
凡例	:主要事案等 :自衛隊の活動 :現在の継続中の活動													

(3) 国家の存立を脅かす本格的な侵略事態への備え

冷戦が崩壊して10年以上が経ち、現在の周辺諸国の状況にかんがみれば、近い将来、わが国に対する大がかりな準備を伴う着上陸侵攻の可能性は低いと考えられる。しかし、防衛力の整備が一朝一夕になし得ないものであることから、将来の予測し難い情勢変化への備えを保持しておくことも必要である。また、万一周辺国が現有の軍事能力を十分に活用した侵略事態を企図する場合には、それに適切に対処し得る能力を保有し、侵略事態の未然防止に努めることがこれまでと同様に重要である。このため、わが国の存立を脅かす本格的な侵略事態への備えについても、わが国周辺の状況などを十分に見据えつつ、引き続き留意していくことが必要である。

なお、現在のわが国を取り巻く状況にかんがみれば、専ら本格的な着上陸侵攻に備えた装備などの規模は縮小を検討するものの、将来の不確実性に備えて所要の戦闘技量と高度の技術水準の維持を図るための「最も基盤的な部分」は確保しておくことが不可欠と考えられる。

4 今後の課題

以上、今後の防衛力の役割などに関する、現在の防衛庁内の議論の状況を紹介してきたが、防衛力のあり方検討については、こうした議論をさらに深めつつ、さらに、新たな防衛力の役割を実現していくための、防衛力の整備・維持・運用の方向性や各自衛隊の具体的な組織・体制、統合運用、情報、指揮通信、人事教育、研究開発、防衛生産・技術基盤、調達のあるり方や防衛関係費の構造見直しなどの防衛力整備の改革や進め方といった多様な事項について検討を進めていく必要があると考えている。いずれにせよ、将来の防衛力のあり方については、今後、透明性を確保しつつ、政府全体で十分に検討を行っていくことが必要である。

防衛大綱策定以降の国際的な任務・活動の変遷について

1 防衛大綱における国際的な任務・活動に関する記述

防衛大綱が策定された1995（平成7）年12月の時点では、自衛隊の国際的な任務として、既に国際平和協力法（いわゆるPKO法）や国際緊急援助隊法が成立しており、また、将来的な周辺事態への対応も視野に入れて、「より安定した安全保障環境への貢献」が防衛力の役割の一つとして明記された。

2 周辺事態安全確保法、船舶検査活動法

その後、99（同11）年5月に周辺事態安全確保法が、00（同12）年12月に船舶検査活動法が成立したが、両法律とも、あくまで周辺事態、すなわち、「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態などわが国周辺地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態」を対象としており、「日本周辺での活動」、「日本の平和と安全の確保に資すること」が目的、「支援の対象は専ら米軍に限定」との要素により特徴づけられている。

3 テロ対策特措法など

一方、01（同13）年11月に成立したテロ対策特措法は、「わが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資すること」が目的であり、同年9月11日の米国における同時多発テロによる「国際の平和と安全に対する脅威」にどう対処するかという問題であるため、戦闘地域以外という制約を除き、原則地域的な限定はなく、グローバルな活動である。また、支援の対象は米軍に限られるものではなく、法律の目的に合致する活動を行う米軍以外の諸外国の軍隊も含まれている。また、PKO法とも異なり、停戦合意ではなく、戦闘が継続している状況の下での支援が活動の前提となっている。さらに同法では、武器使用権限も「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員」の防護だけではなく、「自己と共に現場に所在」し、「その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」の防護が追加され、自衛隊の庇護下にある難民や傷病兵、さらに、他国軍隊の兵員で、その現場において、生命・身体の安全確保につき自衛官の指示に従うことが期待される者も防護し得るようになり、運用の柔軟性が確保されてきている。なお、PKO法においても、その後、同様の防護対象の拡大が行われた。

さらに、本年6月に閣議決定され国会に提出されたイラク人道復興支援特措法は、「イラクの国家の再建を通じてわが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資する」ことが目的となっている。このように、これらの法律・法案は、いわばわが国の安全に直結する事態への対処のみならず、国際社会全体の平和と安全への貢献が求められる時代になってきていることを反映したものと考えられ、自衛隊の活動する場面や役割は多様化してきている。

4 今後の課題

昨年12月、福田内閣官房長官の私的懇談会である国際平和協力懇談会の報告書³⁾が公表された。この中では「自衛隊法を改正し、国際平和協力を自衛隊の本務として位置づけるとともに、適時適切な派遣を確保するため、自衛隊の中に即応性の高い部隊を準備する」との提言がなされた。さらに、『国連決議に基づきいわゆる「多国籍軍」へのわが国の協力（例えば、医療・通信・運輸などの後方支援）について一般的な法整備の検討を開始する』ことも提言された。小泉総理はイラク人道復興支援特措法の審議の中で、国際協力に関する一般的な法整備について、与党内でも議論があり、今後、将来の課題として、いろいろ国民的な議論を踏まえながら検討すべき問題であると述べているが、これらの提言も真摯に受け止めつつ、防衛庁・自衛隊の国際的な役割やあり方について、今後、いかに考えていくかといったことも大きな課題である。

³⁾ 4章3節コラム（p213）参照